

追加議案

大川市議会議員定数条例の一部改正議案を可決

議員提出議案として、議員6人から、大川市議会議員の定数を現行の「15人」から1人削減して「14人」とする大川市議会議員定数条例の一部改正議案が、最終日に上程され、反対討論（2人）、賛成討論（1人）を経た後、議会運営委員会で決定した採決方法（起立採決）により、採決を行いました。

結果は、賛成6人、反対6人の可否同数となり、議長裁決により、可決されました。

議長裁決にあたり、議長から、賛成討論にもあったように、前回、議員定数を削減した際、附帯決議として、市議会議員一般選挙後に、さらに1人の削減について努力することでも可決成立した際の議員定数削減調査特別委員会（平成27・28年）の委員長としての経緯があるので、今回の1人削減には賛成であるとの意見が述べられました。

【提案理由】

近年、地方議員の不要論まで言われるほど、私たち議員を取り巻く環境は厳しいものがある。

大川市の人口は年々減少傾向にあり、近隣8市町で今年9月の議員数と人口比を比較すると、大川市の議員数は2番目に多い。それぞれの市町で様々な事情はあると思うが、大川市の議員数は近隣自治体と比較して多すぎる。このようないふことも、議員定数削減は時代の要請である。

また、平成28年3月議会で、定数を2人削減し、17人から15人とする議員定数削減案が全員賛成で可決された経緯があり、その際、次回の市議会議員一般選挙後、さらに定数1人の削減について努力を図ることとする附帯決議も全員賛成で可決された。今回、この附帯決議を踏まえて、定数1人削減を提案するものである。

【賛成討論】

平木一朗議員

○前任期において2名削減し、附帯決議で、次の任期にて1名削減について努力を図るとしている。

○今後厳しい財政の中、我々市議会が、しっかりと自分の身を削り、次なる時代をつくってあげること。○毎回毎回この議員削減が選挙の道具に使われるのが、不愉快である。だから当選した初めの段階で議論することが大事。

○本議案は1名削減。賛否は削減ゼロか1名削減かの表決だと思っ。委員会の人数等、不安があるのであれば、通年議会等を検討すれば良い。個人的には、1名削減案にまず賛成し、残り2年の間に、もう1名削減して議員報酬を上げるのか、また、通年議会等を皆さんと話し合っていきたい。

○いきなり聞いたからという訳でなく、我々議員は、日頃、いつでも覚悟を決めて、明日に悔いが残らぬよう、その場その場にて賛否を出さなければならぬ。

※詳細は、会議録（12月上旬からホームページにて公開）またはインターネット議会中継を参照ください。

【反対討論】

馬淵清博議員
永島幸夫議員

○昨年4月の市議会議員一般選挙において、これまでの定数17人から2人減の15人の議員が当選した。定数削減については、平成27・28年の議員定数削減調査特別委員会で、計10回の会議が行なわれ、17人から2人削減し、さらに1人削減に努力することで決定していた。現在15人の議員の中で4人の議員は、当時、決議された内容は知らずに当選され、今現在、活躍されている。現在、3委員会が5人ずつの議員で構成されており、順調に運営されている。

そこで、新たな4人の議員を含めて、1人削減する定数14人が適当なのか議論を重ねる必要があるのではと思ひ、再度、議員定数削減調査特別委員会の設置を求め、反対する。

○意欲のある議員が必要であり、人口問題ではない。
○大川市の地域を考えれば現状の15人でよいと判断する。

追加議案

永島守君に対する議員辞職勧告決議案を否決

最終日に議員6人から、永島守君に対する議員辞職勧告決議が提出され、上程後、質疑（1人）、反対討論（3人）、賛成討論（5人）を経た後、議会運営委員会で決定した採決方法（無記名投票）により、採決を行いました。結果は、賛成（可）6票、反対（否）7票となり、否決されました。 ※大川市議会会議規則第73条第2項の規定により、無記名投票による採決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

【決議の内容】

我々は、暴行事件を起こした永島守君に対して、議員辞職勧告を表明するものであります。

平成27年6月議会において、永島守君他が議員提出した議案「議員定数削減議案」の採決は、可否同数となり議長裁決で否決されました。永島守君は、その採決に当

【賛成討論】

西田 学議員
内藤栄治議員
内藤栄治議員
永島幸夫議員

○辞職勧告決議の中に書いてあるように、取調べでは永島守君は暴行の事実を認め、その理由を議会自身と反対の意見を述べたからといって、議場から出たところの議会事務局内で暴行事件が発生させるようなことは、一種のいじめではないでしょうか。議員の皆さんは子どもたちにいじめをやめましょうと言っている自信はありますか。

○事件を起こした後、本人が直ちに自らの責任を取るべきで、その後の選挙で当選したからいいのではないかと言われても、それはみそぎとは言えないのではないかと。

○私たち議員は議論で戦うべきなのに、それを暴力で押さえつけることは議会人として最もやっていけないことであり、刑事裁判の結果も暴行罪、罰金支払いの判決が確定し、この事実を重く受け止めて二度とこのような事件が発生しないように議会のけじめとして辞職勧告をすべきだと思います。

※詳細は、会議録（12月上旬からホームページにて公開）またはインターネット議会中継を参照ください。

【反対討論】

遠藤博昭議員
箴島かおる議員
平木一朗議員

○案件の内容は、狭い事務局内での出来事で、4名の職員がその一部始終を目撃しており、一方的な暴力でないことは明らかである。

警察の事情聴取では龍議員の調書全てを受け入れ、文末に永島議員が署名捺印したのは事実。

すでに10万円の支払いが5年前に済まされ、その後、龍議員から約630万円の損害賠償請求がされたが、福岡高裁判決では治療費4千40円・通院費240円が認められた。訴訟費用は10等分し、その1割を永島議員、残り9割を龍議員の負担とする判決が最終結論であり、この内容から議員の皆さんはもうお気づきのことかと思う。ここは警察でも裁判所でも司法の場でもなく、決議案に対し強い疑念を抱き反対討論に臨みました。（判決文は裁判所にて閲覧可）

○議会制民主主義を尊重するのであれば、先の統一選の中で市民の負託を得た選挙結果を尊重すべき。